

別紙様式第16号の18（第211条の36第2項関係）

（日本産業規格A4）

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ & & \\ & \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿
住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

第1 中間事業報告書

- 1 事業の経過及び成果等
- 2 財産及び損益の状況の推移
- 3 支店等及び代理店の状況
- 4 使用人の状況
- 5 重要な親会社及び子会社等の状況
- 6 会社役員の状況
- 7 株式に関する事項
- 8 新株予約権等に関する事項
- 9 その他

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

第4 中間キャッシュ・フロー計算書

第5 中間株主資本等変動計算書

第6 中間基金等変動計算書

第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

- 1 特定少額短期保険業者が中間業務報告書を作成する場合には、「株式の状況」を「出資の状況」に、「親会社」を「設立母体」に、「株主総会」を「総会」に、「利益処分」を「剰余金処分」に、用語等を適宜改めて記載すること。
- 2 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 3 相互会社が中間業務報告書を作成する場合には、この様式中「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金拠出者」に、「親会社及び子会社等」を「子会社等」に、「株主総会」を「社員総会又は総代会」に、「定時株主総会」を「定時社員総会又は定時総代会」に改めて記載すること。
- 4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。
 - ② 子会社等 保険業法第272条の16第3項に規定する子会社等をいう。
 - ③ 子法人等 保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。
 - ④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。
- 5 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 6 少額短期保険業者が会社法施行規則第2条第2項第71号又は保険業法施行規則第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち、「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらの全てを企業集団（当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。
- 7 この様式中「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」及び「第6 中間基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第6 中間基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。
- 8 上場会社等（金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあっては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第1 中間事業報告書

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ & & \\ & \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間事業報告書

1 事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

- 1 少額短期保険業者の主要な事業内容、金融経済環境並びに少額短期保険業者の当中間会計期間における事業の経過及び成果（主要な部門別）を記載すること。
- 2 少額短期保険業者が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡る当中間会計期間における事業の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

2 財産及び損益の状況の推移

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

（単位：千円）

区 分	前期末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
収入保険料 (・・・保険) (その他の保険)			
正味収入保険料 (・・・保険) (・・・保険) (・・・保険) (その他の保険)			
利息及び配当金収入 経常利益 (又は経常損失) 中間 (当期) 純利益 (又は中間 (当期) 純損失)			
総資産			
1 株当たり中間 (当期) 純利益 (又は中間 (当期) 純損失)			

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間 (当期) 純利益」を「中間 (当期) 純剰余」に改めて記載し、「1 株当たり中間 (当期) 純利益 (又は中間 (当期) 純損失)」は記載を要しない。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (以下「財務諸表等規則」という。) 第 8 条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下 4 において同じ。)、中間財務諸表の組替え (同条第 52 項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下 4 において同じ。)) 又は修正再表示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 4 において同じ。)) を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 5 1 株当たり中間 (当期) 純利益 (又は中間 (当期) 純損失) は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。
- 6 「1 株当たり中間 (当期) 純利益 (又は中間 (当期) 純損失)」は、銭単位まで記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	前期末	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末
経常収益			

経常利益			
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益			
中間包括利益（包括利益）			
純資産額			
総資産			

（記載上の注意）

- 1 表題を「2 企業集団及び少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」を「親会社に帰属する中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ 少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区 分	前期末	前中間会計 期間末	当中間会計 期間末
収入保険料 （・・・保険） （その他の保険）			
正味収入保険料 （・・・保険） （・・・保険） （・・・保険） （その他の保険）			
利息及び配当金収入 経常利益（又は経常損失） 中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）			
総資産			
1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）			

（記載上の注意）

- 1 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。

- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。））、中間財務諸表の組替え（同条第53項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

- 5 1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

- 6 「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は、銭単位まで記載すること

3 支店等及び代理店の状況

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

（単位：店）

区 分	前期末	当中間会計期間末	増減（△）
支店			
営業所			
計			
代理店			
計			

（記載上の注意）

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

会 社 名	事務所名	所在地	設置年月日

（記載上の注意）

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、少額短期保険業者及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については、記載を要しない。

4 使用人の状況

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

区 分	前期末	当中間会計期間末	増減（△）	当中間会計期間末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員						

営業職員					—	—
------	--	--	--	--	---	---

(記載上の注意)

- 1 「営業職員」欄には少額短期保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
- 2 固定給と歩合給を支給されている社員については、「営業職員」欄に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部 門 名	前 期 末	当中間会計期間末	増減（△）
	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 表題を「4 企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、少額短期保険業者及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の使用人数を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の使用人数については記載を要しない。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

5 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設立年月日	資本金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他
				千円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業 内 容	設立年月日	資本金	当社が有する子 会社等の議決権 比率	その他
				千円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社等のうち重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。
- 3 前期末に別紙様式第16号の17を作成して提出した少額短期保険業者にあつては、上記ロの項目について、当中間会計期間中に異動があった子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。

6 会社役員の状況

(中間会計期間末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。

2 法第272 条の2 第1 項の登録申請書又は法第272 条の7 第1 項の規定による届出書

に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

3 辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること（当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）。

① 辞任した旨又は解任された旨

② 会社法第342条の2 第1 項若しくは第4 項又は第345条第1 項（同条第4 項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2 第1 項若しくは第4 項又は第345条第1 項及び第4 項）の意見があるときは、その意見の内容

③ 会社法第342条の2 第2 項又は第345条第2 項（同条第4 項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2 第2 項又は第345条第2 項及び第4 項）の理由があるときはその理由

4 社外役員（株式会社にあつては、会社法施行規則第2 条第3 項第5 号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5 号記載上の注意8 (1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。

5 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、保険業法第272条の10第1 項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。

6 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。

7 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。

8 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

① 少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

② 少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

9 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

7 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 千株

発行済株式の総数 千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数（単位千株）」を「基金拠出額（単位百万円）」に改めて記載し、「発行可能株式総数」については記載を要しない。

(2) 当中間会計期間末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「当中間会計期間末株主数」を「当中間会計期間末基金拠出者数」に改めて記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

--	--	--

(記載上の注意)

- 1 持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。
ただし、株式会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。
- 2 種類株式発行少額短期保険業者（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する少額短期保険業者をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数等（単位千株）」を「基金拠出額（単位百万円）」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の多い順序に従い10名以上を記載すること。
- 4 その他株式（相互会社にあつては、基金）に関する重要な事項を欄外に記載すること。

8 新株予約権等に関する事項

- (1) 当中間会計期間の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、当中間会計期間の末日において在任している者に限る。
- 2 少額短期保険業者が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

- (2) 当中間会計期間中に使用人等に交付した当該少額短期保険業者の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使 用 人		
子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 少額短期保険業者が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。
- 2 使用人とは、当該少額短期保険業者の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 子法人等の役員及び使用人とは、当該少額短期保険業者の役員又は使用人を兼ねている役員及び使用人を除く子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

9 その他

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、当中間会計期間末における総代数についても記載すること。
- 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第2 中間貸借対照表

年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	
有形固定資産		責任準備金	
無形固定資産		代理店借	
代理店貸		再保険借	
再保険貸		短期社債	
その他資産		社債	
前払年金費用		新株予約権付社債	
繰延税金資産		その他負債	
供託金		未払法人税等	
		リース負債	
		資産除去債務	
		その他の負債	
		退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		価格変動準備金	
		繰延税金負債	
		負債の部 合計	
		(純資産の部)	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		・・積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	

		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部 合計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 退職給付引当金の計上方法
- ④ 価格変動準備金の計上方法
- ⑤ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑥ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) 会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

少額短期保険株式会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険株式会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である少額短期保険株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(8) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(9) 契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(10) 子会社等の株式又は出資金の額

(11) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額

(12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13) 以下に掲げる金額

- ① 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
- ② 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(14) 中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第272条の18において準用する同法113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その金額を記載すること。

3 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(少額短期保険相互会社)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
有価証券		支払備金	

有形固定資産		責任準備金	
無形固定資産		代理店借	
代理店貸		再保険借	
再保険貸		短期社債	
その他資産		社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		未払法人税等	
供託金		リース負債	
		資産除去債務	
		その他の負債	
		退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		価格変動準備金	
		繰延税金負債	
		負債の部 合計	
		(純資産の部)	
		基金	
		基金申込証拠金	
		基金償却積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		剰余金	
		損失填補準備金	
		その他剰余金	
		社員配当平衡積立金	
		・・積立金	
		中間未処分剰余金	
		基金等合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額合計	
		純資産の部 合計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 退職給付引当金の計上方法
- ④ 価格変動準備金の計上方法
- ⑤ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑥ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6) 会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報
少額短期保険相互会社が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、少額短期保険相互会社が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。
①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(8) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(9) 社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(10) 子会社等の株式又は出資金の額

(11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(12) 以下に掲げる金額

- ① 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額

- ② 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額

(13) 中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(14) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 保険業法第272条の18において準用する同法113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その金額を記載すること。

3 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 中間損益計算書

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間損益計算書

(少額短期保険株式会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益 その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	

経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失）	

（少額短期保険相互会社）

（単位：千円）

科 目	金 額
経常収益 保険料等収入 保険料 再保険収入 資産運用収益	
その他経常収益	
経常費用 保険金等支払金 保険金等 解約返戻金等 再保険料 責任準備金等繰入額 支払備金繰入額 責任準備金繰入額 資産運用費用 事業費 その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純剰余（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 以下の収益及び費用に関する金額

- ① 正味収入保険料（保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額から再保険料及び解約返戻金等の合計額を控除した金額）
- ② 正味支払保険金（保険金等から回収再保険金を控除した金額）
- ③ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
- ④ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
- ⑤ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項

- ① 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
- ② 株式会社が当中間会計期間又は当中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

(4) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- (1) 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該

区分ごとの収益の額その他の事項

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

- (3) 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載すること

を要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、

- (1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事務年度の末日に比して重要な変動が認められ

- 3 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

- 4 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 中間キャッシュ・フロー計算書

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料収入	
再保険による収入	

保険金等支払による支出 解約返戻金等支払による支出 再保険料支払による支出 事業費の支出 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 保険業法第113条繰延資産の取得による支出 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 4 「事業費の支出」は、「現金主義に基づく事業費の支出の合計金額」から、投資活動によるキャッシュ・フローの「保険業法第113条繰延資産の取得による支出」を控除した金額である。

- 5 相互会社にあつては、「契約者配当金の支払額」、「株式の発行による収入」、「自己株式の取得による支出」及び「配当金の支払額」を、それぞれ「社員配当金の支払額」、「基金の募集による収入」、「基金の償却による支出」及び「基金利息の支払額」に改めて記載すること。

(間接法により表示する場合)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（△は損失） 減価償却費 保険業法第113条繰延資産償却費 支払備金の増加額（△は減少） 責任準備金の増加額（△は減少） 契約者配当準備金繰入額 退職給付引当金の増加額（△は減少） 役員退職慰労引当金の増加額（△は減少） 価格変動準備金の増加額（△は減少） 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 為替差損益（△は益） 有形固定資産関係損益（△は益） 代理店貸の増加額（△は増加） 再保険貸の増加額（△は増加） その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増加額 （△は増加） 代理店借の増加額（△は減少） 再保険借の増加額（△は減少） その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額 （△は減少） その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 保険業法第113条繰延資産の取得による支出 その他	

投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間残高	

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は少額短期保険業者のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 4 相互会社にあつては、「税引前中間純利益」、「契約者配当金の支払額」、「株式の発行による収入」、「自己株式の取得による支出」及び「配当金の支払額」を、それぞれ「税引前中間純剰余」、「社員配当金の支払額」、「基金の募集による収入」、「基金の償却による支出」及び「基金利息の支払額」に改めて記載し、「契約者配当準備金繰入額」については記載を要しない。

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間株主資本等変動計算書

[illegible]

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額合計	×	×	—	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	△×	×	×	×	×	×	×	×	×

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 財務諸表規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第6 中間基金等変動計算書

年度
(
年
月
日から
年
月
日まで
)
中間基金等変動計算書

（単位：千円）

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計
	基金	基金 償却 積立 金	再評 価積 立金	基金 償却 積立 金減 少差 益	剰余金					基金等 合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	土地 再評 価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	
					損失 填補 準備 金	その他剰余金			剰余金 合計						
						社員 配当 平衡 積立 金	・ ・ 積立 金	中間末 処分剰 余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額															
基金の募集	××									××					××
・・・の積立								△××	××	××					××
中間純剰余								××	××	××					××
.....															××
基金等以外の項目 の当中間期変動額 (純額)											××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	-	-	-	-	-	-	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 支払余力総額

支払余力総額（A）	百万円
-----------	-----

（記載上の注意）

保険業法第272条の28において準用する同法第130条第1号に掲げる額（少額短期保険業者に係るものに限る。）をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額（B）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

保険業法第272条の28において準用する同法第130条第2号に掲げる額（少額短期保険業者に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) \div \{ (1 \div 2) \times (B) \}$	%
--	---

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。